

美術品補償制度の今後の運用に関する論点について

(1) 美術品補償制度の趣旨・概要

展覧会における美術品損害の補償に関する法律（平成 23 年法律第 17 号）に基づく美術品補償制度は、公益的な展覧会のために海外等から借り受けた美術品に万が一損害が生じた場合、その損害を政府において補償することを可能とするものである。これにより、当該展覧会の主催者における民間保険会社への保険料負担を軽減し、広く全国で安定的に優れた美術品の展覧会が開催されることを目的としている。

同制度は、これまでに 43 件の展覧会に対して適用され、我が国における海外の貴重な美術品の公開を通じた文化の振興に寄与してきた。

(2) 美術品補償制度に今後求められる方向性

美術品補償制度の制定当時における想定では、同制度の適用件数は「年間 10 件程度」となることが想定されていた一方、実際には、法の施行年である平成 23 年から令和 3 年までの 10 年間で 42 件について適用（※¹）され、平均の適用件数は年間 4 件程度にとどまっており、制度の利用が低調であることが課題となっている。

この点、平成 27 年に文化審議会美術品補償制度部会が示した審議のまとめにおいても、「本制度が必ずしも十分に活用されていると評価することは困難であること」が指摘されており、自己負担額である 50 億円の引き下げなどの補償範囲の見直しに加えて、「申請手続の負担をできるだけ軽減化し、展覧会主催者の申請への意欲を高めることが必要」（※²）である旨が提案されている。

加えて、令和 4 年 4 月の博物館法の改正においては、より多くの博物館が法の下で一体的に振興され、発展していくことを期して、博物館を設置することができる主体の範囲を広げるなどの措置が講じられている。博物館法の趣旨を踏まえれば、より多くの館が法的位置づけを獲得するよう促すことが求められており、そのためのインセンティブのひとつとしても、美術品補償制度は重要な意義を有する。

上記（1）に示した法の趣旨、制度の現状及び周辺の状態を総合的に考慮すれば、美術品補償制度の更なる活用を促していくことが求められるところであり、制度の実際の適用場面においても、適切なリスク・マネジメントがなされているかを確認することはもとより、制度の活用を図る観点からの対応が必要である。

（※ 1）令和 4 年度に実施される東京都美術館等の展覧会について適用されており、これを加えると、これまでに 43 件の展覧会に適用されている。

（※ 2）ただし、「適切な審査を行うために必要な内容は維持する」ことも併せて指摘されており、負担の軽減は、審査の水準を下げることを意味するものではない。

■美術品補償制度部会にお願いしたい事項

- 国費において補償を引き受ける展覧会について、その安全性を評価いただく観点から、これまでどおり専門的な見地からの御助言をいただきたい。その際、明らかに補償を引き受けるにはリスクの低減化が十分ではないと判断されるものは格別、工夫や対策によってリスクの低減化がなされうるものについては、当該工夫や対策についての御助言をいただきたい。

例えば、借り受ける美術品の管理等について何らかの不安が指摘される場面においては、不安があることをもって直ちに補償契約を結ぶべきではないと結論するのではなく、どのような対策を講じれば安全性が確保されると言えるか、できる限り広範なオプションを提示いただく等の御配慮をいただきたい。

- 事務局においては、事前相談等を通じて、申請者に対する法の趣旨や制度の仕組みについて説明を行い、審査要項等に照らして明らかに改善が必要と思われる点については指摘を行う。美術品補償制度部会の場においても、制度の運用に当たって政府として求める考え方について御説明する責任を負う。

委員におかれては、それぞれの御専門の見地から、上記①の趣旨をなるべく考慮して御審議をいただきたい。その際、数字的な基準に照らした機械的な判断によるのみではなく、改善方策等に関する御提案等をいただきたい。

- なお、国において補償を行う範囲は、通常損害について50億円以上のもの、地震・火山噴火・テロリズムによる損害について1億円以上のものと規定されており、御審議に当たっては、この範囲も踏まえた上で、大きな損害の生じるリスクを特にチェックいただく観点から検討をいただきたい。